

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」を選定しました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。平成30年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：北九州市立ふれあいむら社ノ木デイサービスセンター

所在地：北九州市門司区社ノ木二丁目4番1号

施設内容：規模 522.44 m²（市営住宅8階建ての1階デイサービスセンター部分）

構造 鉄筋コンクリート造

構成 事務室、食堂、厨房、静養室、浴室、相談室、機能訓練室、休憩室、洗濯室、駐車場

※ デイサービスセンターは1階部分。2階から8階は市営住宅。

定員 30名

開設 平成9年10月1日

事業内容：介護が必要な高齢者に昼間の数時間を過ごしてもらい、入浴・食事の提供とその介護、生活などの相談、及び機能訓練、レクリエーションなどを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とするもの。

(2) 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：社会福祉法人 春秋会

所在地：北九州市小倉南区曾根新田北三丁目2番1号

主な業務内容：特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、居宅介護支援、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護

2 指定の経緯

平成30年 8月30日～9月10日	募集要項配布
平成30年 9月21日	募集締め切り
平成30年10月15日	指定管理者検討会の開催
平成30年10月中旬～下旬	指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ① 法人等の団体であること。(個人による応募は不可)
- ② 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③ 現在、実施されている低所得者の利用者への介護保険料の負担軽減措置を維持するため、社会福祉法人利用者負担軽減措置事業又はこれと同等の措置を講じること。
- ④ 募集説明会(現地説明会)に出席すること
- ⑤ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするように努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 応募状況

募集要項配布：1団体
説明会参加：1団体
応募件数：1団体(社会福祉法人 春秋会)

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を選定しました。

4 検討会構成員

- ・[市民代表] 熊野 一真(北九州市民生委員児童委員協議会 筆頭副会長)
- ・[学識経験者] 中野 昌治(福岡県弁護士会北九州部会高齢者・障害者委員会)
- ・[学識経験者] 中村 貴志(福岡教育大学教育学部 教授)
- ・[市民代表] 野村 尚子(NPO法人老いを支える北九州家族の会 副理事長)
- ・[市民代表] 丸林 和子(高齢社会をよくする北九州女性の会 理事)

(五十音順)

5 選定基準等

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1 指定管理者としての適性	
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。 ○ 社会福祉を目的とする事業者としての経営理念及び経営理念を具体化した施設運営の基本方針
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験など	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ○ 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ○ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2 管理運営計画の適確性	
【有効性】	
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか ○ 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ○ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。 ○ 介護予防により生活を支援する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 ○ 認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるための取組みなど、認知症高齢者ケアに対する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 ○ 社会福祉を推進する団体の責務として、低所得者へ配慮した法人運営や施設経営の基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。
(2) 利用者の満足度向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ○ 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ○ 利用者が必要な情報を容易に収集できるような情報提供や情報公開について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 ○ 利用者本位の立場から、利用者一人ひとりへの個別・具体的なサービス提供を行うための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 ○ 利用者の立場に立ちながら、質の高いサービスが提供し続けられるための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。

- 先見性・独自性に富んだ創意工夫や考え方などの特徴があるか。

【効率性】

(3) 指定管理業務に係る費用

- 指定管理業務に係る費用が妥当なものであるか。
- 利用料金の設定が適切であるか。
- 施設の管理運営(指定管理業務)に係る収支計画の内容が合理的かつ妥当なものであるか。
- 清掃、警備、設備の保守点検などの業務について指定管理者から再委託が行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫されているか。
- 施設で一定の収益が上がった場合、その一部を市または利用者へ還元する具体的な提案があるか。

【適正性】

(4) 管理運営体制など

- 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
- 施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員の配置が合理的であるか。
- 施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
- 施設で働く職員のやる気や満足度を高めるための職場の環境づくりなど基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。
- 社会福祉を推進する団体として、地域福祉の核となり得るような取組みや地域に開かれた運営について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。
- 地域住民や地域包括支援センター等との連携のほか、地域社会に溶け込む工夫など、地域連携について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。

(5) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- 利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
- 人権やプライバシーの保護、身体拘束廃止、おむつはずしなど、尊厳の保持について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。
- 誤嚥や転倒など日常的な事故防止や発生時の対応・再発防止などに関する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。
- 日常的な衛生管理から感染症や食中毒等の発生時の対応・再発防止などに関する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。
- 火災や天災など非常災害時等の危機管理に関する考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。
- 虐待防止や虐待対応に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。
- 個人情報保護に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準 (=審査項目) 及びポイント	配点	評価レベル					検討会 審査結果	得点
			構成員						
			A	B	C	D	E		
社会福祉法人 春秋会	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	3	4	3	4	4	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	4	4	4	4	4	4	4
	(3) 実績や経験など	5	4	5	3	5	5	4	4
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	25	4	4	4	4	4	4	20
	(2) 利用者の満足度	25	4	4	4	4	4	4	20
	【効率性】								
	(3) 指定管理業務に係る経 費	15	3	4	3	4	3	3	9
	【適正性】								
	(4) 管理運営体制など	10	4	4	4	4	4	4	8
(5) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	3	4	3	3	4	3	6	
合 計	100	74	81	73	79	78	—	75	
地元団体に対する優遇措置 (5点)								80	

(2) 検討会における主な意見

- 提供しているサービスが利用者等に支持され、利用者が増えている点が高く評価できる。
- 利用者が増加していることや、経営・会計面でも指定管理料0円で運営が成り立っているなどの実績がある点が評価できる。
- 利用者や利用者家族への聞き取りを積極的に行うなど、利用者側の声を大事にした運営を行う姿勢が評価できる。
- 利用者へのサービス提供やケアプランの方針、個別ケアなどについてこまめに見直しを行っており評価できる。

(3) 検討会における検討結果

- 社会福祉法人春秋会は、長年にわたり、高齢者施設・事業所を運営しており、高齢者福祉分野での実績がある。
- 同法人は、平成26年度からふれあいむら社ノ木デイサービスセンターの管理運営を行っており、利用者数が飛躍的に増加するなど、同施設での実績があるとともに、同施設の管理に対する強い意欲も感じられた。
- 高齢者福祉分野における専門的知識やノウハウを有し、それらを生かした施設・事業所運営を行っていること、ふれあいむら社ノ木デイサービスセンター

での運営実績も評価できるものであることから、社会福祉法人春秋会が指定管理者として相応しいと判断する。検討会における議論を十分に考慮し、最終決定を行うよう市に求めることとする。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人春秋会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- 長年にわたり、特別養護老人ホーム等の入所系サービス、デイサービスセンターや小規模多機能型居宅介護等の通所系サービスなど、高齢者施設・事業所の運営を行っており、高齢者福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。
- 平成26年度から、ふれあいむら社ノ木デイサービスセンターの指定管理者として運営を行い、利用者が飛躍的に増加するなど十分な実績があり、同施設の管理に対する強い意欲も感じられる。
- 利用者のニーズを把握するための正確なアセスメントやニーズを反映したケアプランの作成、個別ケアを実践できる職員の育成など、利用者一人ひとりに合ったサービスを提供するための具体的な取組みが提案されている。また、利用者家族へのアンケートなど、幅広い意見を取り入れ、それを運営に生かしていくことでより良いサービス提供体制を目指していくことについても提案されている。
- 地域交流行事や地域への情報発信の強化、積極的なボランティアの受入れ、地域交流サロンを活用した顔の見える関係づくりなど、地域に溶け込む工夫や地域との連携体制構築について、実績を踏まえた具体的な提案がなされている。
- 法人全体で、経験豊富なスタッフを数多く有しており、中堅職員、指導的職員など階層に応じた研修を行うなど、職員育成の充実に向けた具体的な提案がなされている。また、十分な基本財産を有しており、法人としての財政基盤も安定している。

8 提案額

0円（平成31年度～平成35年度までの各年度）